



令和4年11月18日

杉並区長
岸本 聡子 様

杉並区特別職報酬等審議会
会長 鹿野 修



区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和4年10月31日付け4杉並第40330号により、本審議会に対し諮問を受けた区
議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監
査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区特別職報酬等審議会委員

会	長	鹿野 修二
会	長職務代理	高 武 征
委	員	牛山 久仁彦
委	員	小笠原 勝也
委	員	金子 征治
委	員	佐藤 慎祐
委	員	内藤 一夫
委	員	七松 優
委	員	西上原 久
委	員	和田 新也

答 申

1 審議の視点等

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和4年10月31日に、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、各委員が公正中立の立場でそれぞれの知見に基づき、区の財政状況や区政を取り巻く社会情勢や国、他自治体との均衡等を考慮するなど、広範な視点から慎重な審議を行った。

2 特別職給料等のこれまでの改定経過

区長及び副区長の給料等については、平成26年度から平成29年度まではリーマンショックや東日本大震災の影響からの回復傾向にあった景気動向や特別区人事委員会勧告を踏まえた審議会の答申に基づき、給料月額及び期末手当（以下「給料等」という。）は引き上げられてきた。また、教育長及び常勤の監査委員の給料等については、平成27年度から審議会の審議の対象とされ、答申どおりに給料等の改定等が実施されている。

平成30年度は、特別区人事委員会の月例給及び特別給引き下げ勧告について、行政系人事制度改正の影響などから特別区長会がその実施を見送る異例の判断をしたこと及び景気の動向等を総合的に考慮した審議会の答申どおり、特別職の給料等は据え置きとされた。

令和元年度は、特別区人事委員会勧告や景気の動向等を踏まえた審議会の答申どおり給料月額は引き下げ、期末手当は引き上げとされ、令和2年度及び3年度は、ともに審議会の答申どおり給料月額を据え置き、期末手当は引き下げとされた。

3 区議会議員報酬等のこれまでの改定経過

区議会議員の報酬月額及び期末手当（以下「報酬等」という。）については、平成26年度に、審議会の答申では、区長及び副区長と同様に区議会議員の報酬等を引き上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。

平成27年度から令和3年度までは、いずれの年度においても審議会の答申どおり、特別職の給料等と同様の改定がなされている。

4 政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7年度以降、月額16万円であり、23区平均（16.5万円）を下回っている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、政務活動費と政務活動費以外を区分する場合の支出割合の上限や按分割合の設定、手引書をはじめとした政務活動費に係る情報について、区議会ホームページで公表するなど、これまで様々な取組を進めてきた。

令和4年度については、更なる透明性・信頼性の確保に向け、割合が定められていない経費の按分割合の設定や、政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）のホームページでの公開に関して検討を進めている。

5 杉並区の財政状況等

令和3年度末の財政調整基金残高は486億円で、新型コロナウイルス感染症対策の事業費等に充当するために取り崩したことにより減少した令和2年度の408億円から、78億円増加していること、また、実質収支比率などの財政指標の動向についても、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが確認できた。

また、職員数の削減や人件費を抑制するとともに、区債残高も減少が図られていることなどを踏まえると、財政の健全性が確保されていると評価できる。

6 特別区人事委員会勧告の内容

令和4年10月11日に、特別区人事委員会から、職員給与が民間給与を下回っているため月例給を引き上げ、特別給についても民間における支給状況を勘案し、引き上げる勧告が出された。

【勧告の概要】

- (1) 月例給は、公民較差896円（0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ。
- (2) 特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ。

7 結論

区の財政状況については、コロナ禍の影響に加え資源価格や物価の上昇などにより楽観視できない状況にはあるものの、概ね健全な財政運営が行われている。

また、現状では、区長、副区長等の給料月額是他区との比較においては低位に、特別給の支給月数は上位にあるが、在任期間中の給与総額で比較すると中位にあり、人口や財政等の行政規模を考慮すれば、特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

議員報酬については、他区との比較においては低位にあるものの、これまでの改定経過を踏まえると特別職と同様に特段の是正が必要な状況でないことが確認できた。

審議会が、答申にあたって重要な指標の一つとしてきた特別区人事委員会勧告では、本年度は、公民較差 896 円 (0.24%) を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引き上げる勧告が出された。

以上のことを総合的に勘案した結果、審議会は、特別職及び議員の給料等については、一般職員の給料月額の変更が初任給及び若年層に限定されていることから、改定を行わず据え置きとすることが妥当であるとの結論に至った。

また、特別給については審議の対象ではないが、給料等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は 0.1 月の引き上げとすることが妥当であるとの結論に至ったことを意見として付すこととする。

なお、改定の実施時期については、職員と同様の取扱とすることが妥当である。

次に、政務活動費の額については、他区と比較して概ね平均的な額であることなどから、据え置くことが妥当であると考え、これまでも申し上げているとおり、政務活動費はその原資が区民の税金であるという認識のもと、適正な運用と更なる使途の透明性確保に向け、スピード感を持って議会自らの不断の検証や見直しが行われることを強く望むものである。

8 おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

答申にあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員におかれては、その担う役割の重要性を改めて認識され、区民の信託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び行財政の効率化、健全化に努められることを願うものである。